

沖縄県立石川高等学校「学校いじめ防止基本方針」

沖縄県立石川高等学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。生徒たちが、安全・安心の下、意欲を持って充実した高校生活を送れるようにするためには、いじめの未然防止、早期発見、迅速な対応等を組織的・計画的実施することが必要である。そこで、「沖縄県いじめ防止基本方針」に基づき、ここに「学校いじめ防止基本方針」を定める。

第1 いじめとは

1 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（以下省略）

【いじめ防止対策推進法】

2 いじめに対する基本的な考え方

- (1) 「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- (2) 「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- (3) 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

3 いじめの構造と動機

(1) いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」・「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

(2) いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。

- ア嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- イ支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ウ愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- エ同調性（強いものに追従する、数の多い側に入っていたい）
- オ嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- カ反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- キ欲求不満（いらいらを晴らしたい）

4 いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

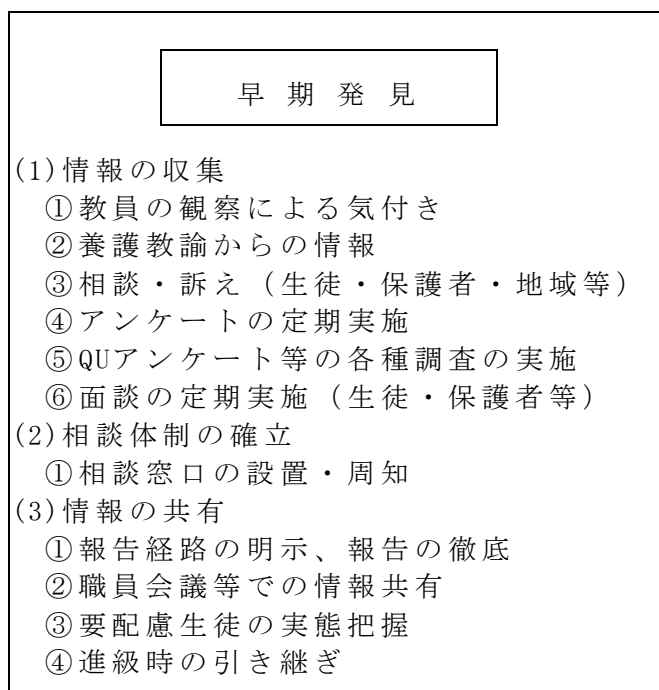
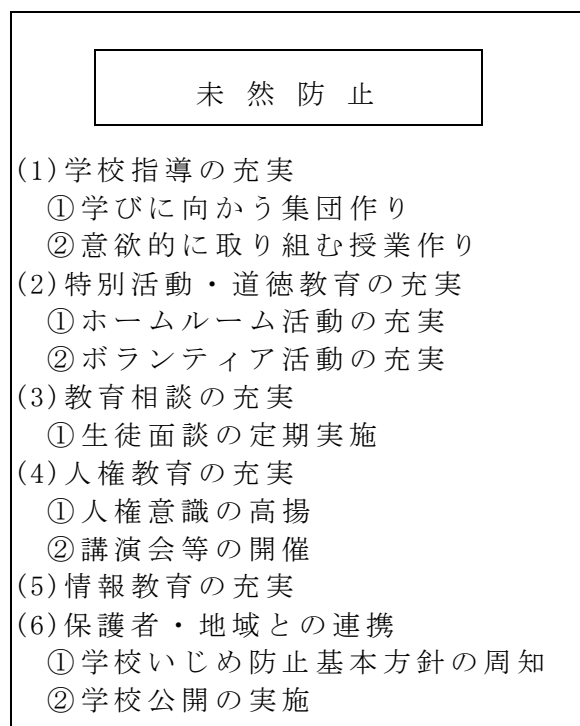
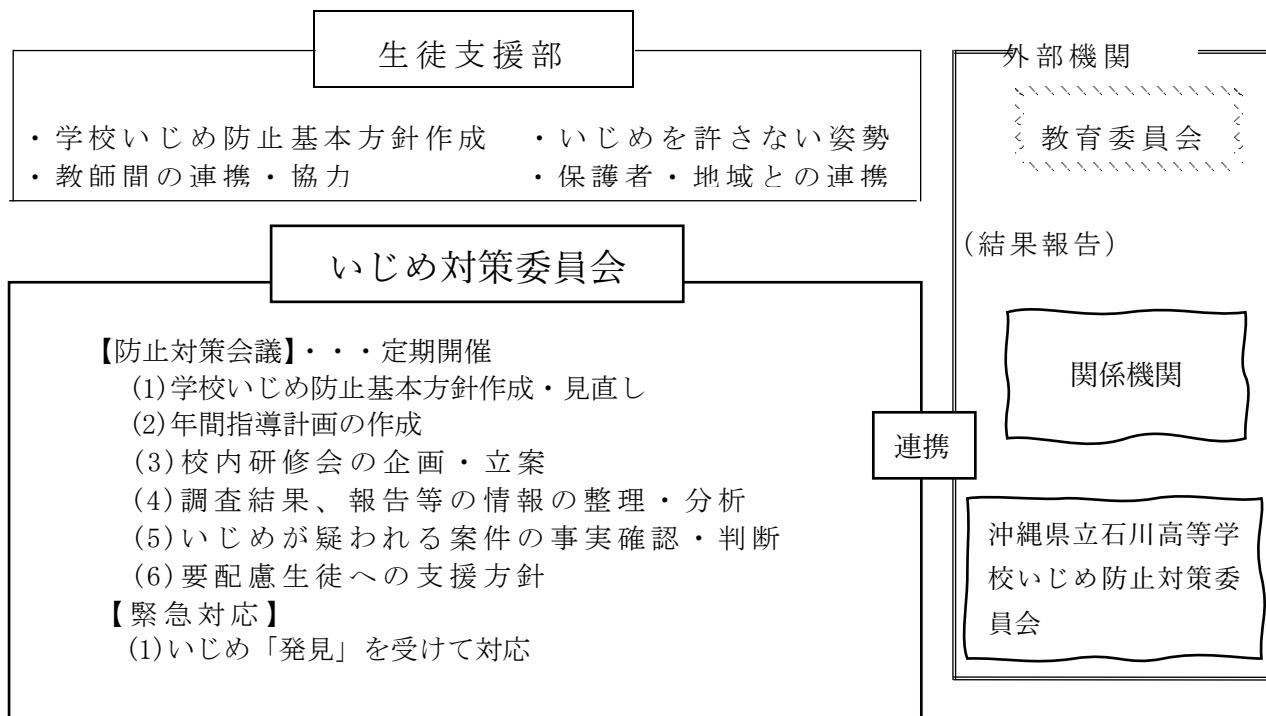
- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

第2 いじめ防止の指導体制・組織的対応

1 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）

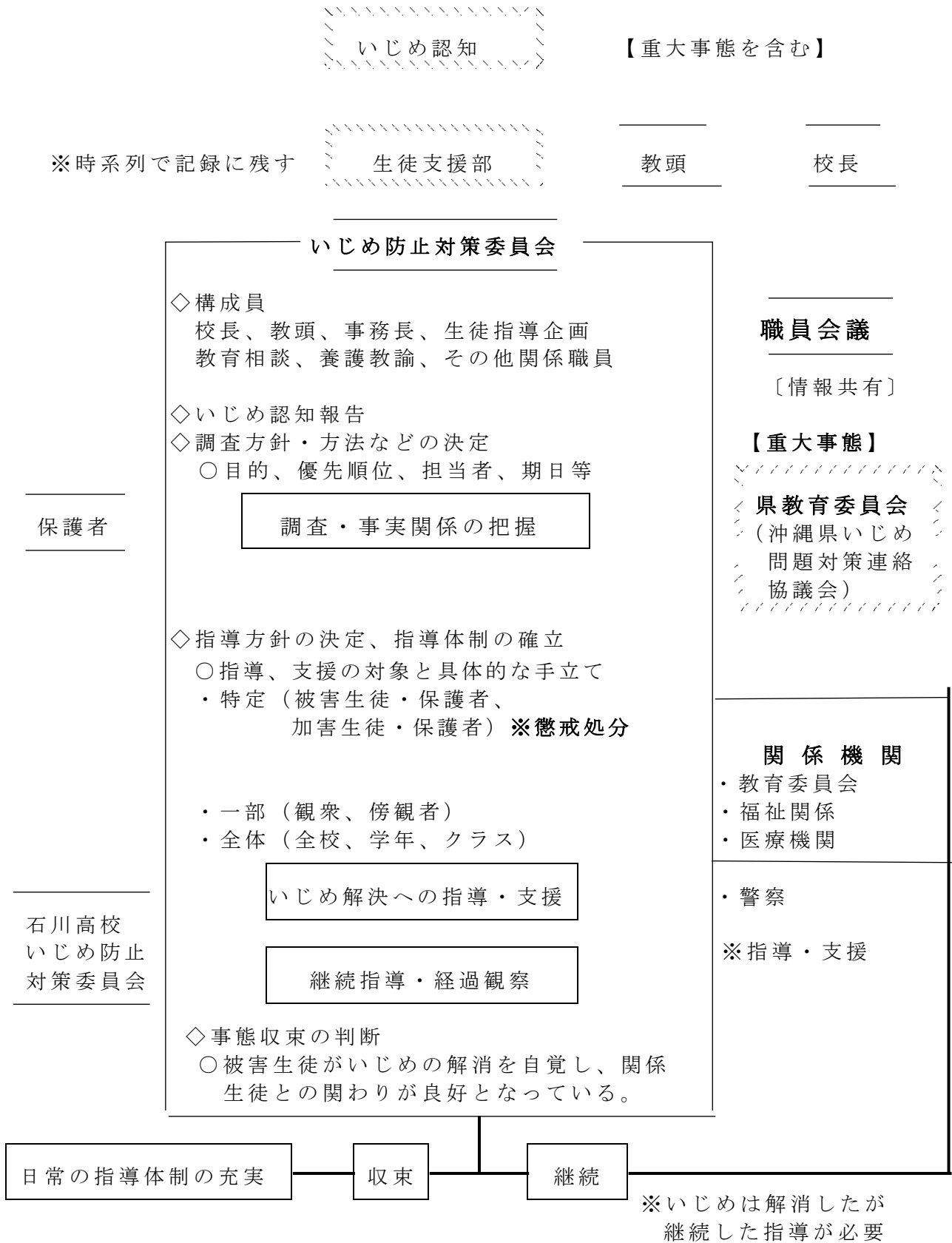


2 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下の通りとする。

表 2

緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



第3 いじめ防止等のための具体的対策の内容

1 いじめの防止等の対策のための組織

- (1) 名称は、石川高校「いじめ対策委員会」とする。
- (2) 構成は、以下のとおりとする。
校長、教頭、事務長、生徒指導部主任、教育相談、養護教諭、関係教諭。また、必要に応じて、石川警察署、石川地区防犯協会会長にも協力を要請する。
- (3) 役割は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となることである。具体的には、以下のとおりである。
 - ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
 - ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - ④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
 - ⑤ 校内研修会の企画・立案・実施の役割
 - ⑥ その他

2 いじめの未然防止

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

- (1) 学業指導の充実
 - ① 規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
 - ② コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり
- (2) 特別活動、道徳教育の充実
 - ① ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
 - ② ボランティア活動の充実
- (3) 教育相談の充実
 - ① 面談の定期的実施（隔週の火曜日）
- (4) 人権教育の充実
 - ① 人権意識の高揚
 - ② 講演会・映写会等の開催
- (5) 情報教育の充実
 - ① 教科「情報」におけるモラル教育の充実
- (6) 保護者・地域との連携
 - ① いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ② 学校公開の実施
- (7) いじめの早期発見のための指導計画

月	内 容	備考
4 月	新入生オリエンテーション、発足会議にて「いじめ防止対策基本方針」に関する職員研修、新入生歓迎球技大会	学年集会
5 月	いじめに関わるアンケート、三者面談、生徒総会、HyperQUテスト	学年集会
6 月	職員研修（HyperQU）	学年集会

7月	拡大学年会、校内弁論大会、学校評議委員会、学校保健委員会、交通安全講話	学年集会
9月	いじめに関するアンケート、石高祭	学年集会
10月	授業参観	学年集会
11月	芸術鑑賞	学年集会
12月	薬物乱用防止講話、拡大学年会、AIDS統一LHR、学校評議委員会、学校保健委員会、スポーツフェスティバル	学年集会
1月	いじめに関わるアンケート	学年集会
2月	送別球技大会	学年集会
3月	卒業式、学校評議委員会、学校保健委員会	学年集会

3 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

(3) 教室・家庭でのサイン

(4) 相談体制の整備

- ① 相談窓口の設置・周知
- ② 面談の定期的実施（4月、7月、12月）

(5) 定期的調査の実施

- ① アンケートの実施

(6) 情報の共有

- ① 報告経路の明示・報告の徹底
- ② 職員会議等での情報共有
- ③ 要配慮生徒の実態把握
- ④ 進級時の引継ぎ

4 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

① いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

ア安全・安心を確保する。

イ心のケアを図る。

ウ今後の対策について、共に考える。

エ活動の場等を設定し、認め、励ます。

オ温かい人間関係をつくる。

② いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

アいじめの事実を確認する。

イいじめの背景や要因の理解に努める。

ウいじめられている生徒の苦痛に気付かせる。

エ今後の生き方を考えさせる。

オ必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

① 自分の問題として捉えさせる。

② 望ましい人間関係づくりに努める。

③ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

① いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

アじっくりと話を聞く。

イ苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。

ウ親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

② いじめている生徒の保護者に対して事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

アいじめは誰にでも起こる可能性がある。

イ生徒や保護者の心情に配慮する。

ウ行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。

エ何か気付いたことがあれば報告してもらう。

③ 保護者同士が対立する場合など教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

ア双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。

イ管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。

ウ教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

① 教育委員会との連携

ア関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法

イ関係機関との調整

② 警察との連携

ア心身や財産に重大な被害が疑われる

イ犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係との連携

ア家庭の養育に関する指導・助言

イ家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

ア精神保健に関する相談

イ精神症状についての治療、指導・助言

5 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

① 保護者への啓発

アフィルタリング
イ保護者の見守り

② 情報教育の充実

ア「教科情報」における情報モラル教育の充実

③ ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対応

① ネットいじめの把握

ア被害者からの訴え
イ閲覧者からの情報
ウネットパトロール

② 不当な書き込みへの対応

状況確認

状況の記録

管理者への連絡 削除依頼

いじめへの対応

警察への相談

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

ア生徒が自殺を企図した場合
イ精神性の疾患を発症した場合
ウ身体に重大な障害を負った場合
エ高額の商品を奪い取られた場合

② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

ア年間の欠席が30日程度以上の場合
イ連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は、自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である

場 面	サ イ ン
-----	-------

登校時 朝のSHR	<ul style="list-style-type: none"> ・遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 ・教員と視線が合わず、うつむいている。 ・体調不良を訴える。 ・提出物を忘れたり、期限に遅れる。 ・担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室・トイレに行くようになる。 ・教材等の忘れ物が目立つ。 ・机周りが散乱している。 ・決められた座席と異なる席に着いている。 ・教科書・ノートに汚れがある。 ・突然個人名が出される。
休み時間等	<ul style="list-style-type: none"> ・弁当にいたずらされる。 ・昼食を教室の自分の席で食べない。 ・用のない場所にいることが多い。 ・ふざけ合っているが表情がさえない。 ・衣服が汚れていたりする。 ・一人で清掃している。
放課後等	<ul style="list-style-type: none"> ・慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ・持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 ・一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気がついたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

	サイン
	<ul style="list-style-type: none"> ・教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ・ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 ・教員が近づくと、不自然に分散したりする。 ・自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

	サイン
	<ul style="list-style-type: none"> ・嫌なあだ名が聞こえる。 ・席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 ・何か起こると特定の生徒の名前が出る。 ・筆記用具等の貸し借りが多い。
	<ul style="list-style-type: none"> ・壁等にいたずら、落書きがある。 ・机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

	<ul style="list-style-type: none">・学校や友人のことを話さなくなる。・友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。・朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。・電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。・受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。・不審な電話やメールがあったりする。・遊ぶ友だちが急に変わる。・部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
	<ul style="list-style-type: none">・理由のはっきりしない衣服の汚れがある。・理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。・登校時刻になると体調不良を訴える。・食欲不振・不眠を訴える。
	<ul style="list-style-type: none">・学習時間が減る。・成績が下がる。
	<ul style="list-style-type: none">・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。・自転車がよくパンクする。・家庭の品物、金銭がなくなる。・大きな額の金銭を欲しがる。